

## 千葉県プロフェッショナル人材確保事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、経営等に関し専門的な知識等を有する人材の県内への還流、集積を促進するため、プロフェッショナル人材確保事業を実施する事業者に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点 県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善の意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による企業の経営革新の実現を促すことを目的として、県が設置した拠点をいう。
- (3) プロフェッショナル人材 次に掲げる要件を全て満たす者をいう。
  - ア 事業者が、千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点の支援を受け、民間人材ビジネス事業者の連携による仲介によって就業が決定した者であること。
  - イ 直近の勤務先が県外であること。
- (4) 試用就業 事業者とプロフェッショナル人材の双方が、正式雇用の適否を判断するため、当該事業者が当該プロフェッショナル人材を有期雇用契約により就業させること又は試用期間が設けられた正規雇用契約に基づき試用期間中に就業させること。ただし、試用就業の期間は原則1か月以上3か月以内とし、知事がやむを得ないと認める事情がある場合に限り、6か月まで延長することができるものとする。
- (5) プロフェッショナル人材確保事業 事業者がプロフェッショナル人材を正規雇用するため、当該事業者の有する県内の事務所又は事業所において試用就業を実施すること。

### (補助事業者)

第3条 この要綱に基づく補助を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、県内に事務所又は事業所を有する事業者であり、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 雇用保険の適用事業者であること。
  - (2) 貸金台帳、労働者名簿、出勤簿、総勘定元帳等の帳簿類を備え付け、知事の要請により提出することができる事業者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助を受けられない。
- (1) 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当する者であるとき。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
    - イ 次のいずれかに該当する行為（(イ)又は(ウ)に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
      - (イ) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
      - (イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
      - (ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
    - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (2) プロフェッショナル人材の受入れのため、プロフェッショナル人材確保事業開始日の前日から起算して6か月前の日から補助金交付申請までの間において、事業者の都合により雇用保険の被保険者を解雇した事実があること。
  - (3) プロフェッショナル人材確保事業開始日の前日から起算して2年前の日から補助金交付申請までの間において、賃金の不払いや就業規則に違反した超過勤務等の事実があること。
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者であること。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者であること。

- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする事業者であること。
- (6) 県税に未納があること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は別表のとおりとし、平成31年3月31日までに補助事業者が支払ったものとする。ただし、補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の補助を受けている場合は、この補助金の交付の対象とはしないものとする。

- 2 補助事業者が法令違反等の責がなく、プロフェッショナル人材の自己都合により、試用就業の期間中に離職した場合は、プロフェッショナル人材の離職日までに要した経費を補助対象経費とすることができる。ただし、プロフェッショナル人材の試用就業の期間が1か月未満の場合を除く。
- 3 前項の補助対象経費には消費税額及び地方消費税額は含まれないものとする。

(申請)

第5条 規則第3条の規定により交付の申請をしようとするときは、プロフェッショナル人材確保事業開始前に千葉県プロフェッショナル人材確保事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第6条 次のいずれかの変更をしようとするときは、知事に申請をして承認を受けなければならない。

- (1) 雇用条件の変更（勤務先、業務内容、給与条件、雇用期間）
- (2) 補助金対象経費の増加を伴う変更
- (3) 各経費区分のうち、いずれかの区分の額の2割を超える増減に係る変更

- 2 前項の規定により承認の申請をしようとするときは、千葉県プロフェッショナル人材確保事業変更承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第7条 プロフェッショナル人材確保事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事に申請して承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による承認の申請をしようとするときは、千葉県プロフェッショナル人材確保事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を知事に提

出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、千葉県プロフェッショナル人材確保事業実績報告書（別記様式第4号）を、補助事業を完了した日又は中止（廃止）の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は平成31年4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付請求をしようとするときは、千葉県プロフェッショナル人材確保事業補助金交付請求書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第10条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第2項第1号イ又はウに該当する者（補助事業者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同号ア、イ又はウに該当する者である法人その他の団体）とする。

(必要書類の保管)

第11条 補助事業者は、プロフェッショナル人材確保事業に係る収支の事実を明らかにする証拠書類を適切に整備し、当該補助金の交付決定日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(現地調査等)

第12条 知事は、プロフェッショナル人材確保事業実施期間中及び終了後に、必要に応じてプロフェッショナル人材の勤務状況や同人材の雇用に伴う業務運営の状況等について補助事業者に報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月26日から施行し、平成30年度の予算について適用する。

別表（第4条）

対象経費	補助額
<p>（1）プロフェッショナル人材確保事業実施期間のプロフェッショナル人材に係る給与（賃金及び就業規則等に定められた諸手当）及び社会保険料（事業主負担分）</p>	<p>各経費の合計額の2分の1以内の額。ただし、プロフェッショナル人材1人当たり250万円を上限とする（1社あたり3人を限度）。 ※千円未満切り捨て</p>
<p>（2）プロフェッショナル人材に支給した転居等費用（県外から県内居住地までの転居費用、赴任旅費）</p>	